

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-2-5 ERVIC 人形町 4階 TEL: 03-5847-1192

7月に発行された新紙幣。「10000」の字体がやぼったいと評判ですが、外国人、弱視者、子どもなど多くの人が「読みやすい」ことを目指した結果で、ユニバーサルデザインの観点からはすごいことだそうです。「分かりやすさ」は思いやりなのでしょう。世の中が複雑になるほど「分かりやすさ」のありがたみを実感します。

お役立ち情報

【フリーランス新法】

フリーランスとして働く方の権利を守ることを目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（通称：フリーランス新法）が2024年11月1日より施行されました。その中でも特に着目すべきポイントを解説します！

※同封の官公庁発行のリーフレットや公正取引委員会のHP(https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html)も合わせて御覧下さい。



<フリーランスの定義>

次の2点を満たす事業者がフリーランスに該当します。

- ① 業務委託契約により仕事を請け負っている
- ② 従業員^{※1}を使用していない

※1一週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者

個人事業主だけではなく、副業で事業行っている会社員の方や代表者一人のみの法人も該当します。

<発注側に求められる対応>

- ① 書面等による取引条件の明示

業務内容や報酬額、納期等を具体的に記載した書面(メールや電子契約書可)の交付を行わなければなりません。口頭によるものや詳細が不明瞭であった場合は、契約書の作成や見直しが必要となります。

- ② 報酬支払期日の設定・期日内の設定

納品日から起算して60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に支払わなければなりません。⇒月初に受領し、請求書を「月末翌々月払い」とした場合、60日を過ぎてしまう場合があるため支払い期間の見直しが必要となります。

- ③ 7つの禁止行為

フリーランスの責めに帰すべき事由がない場合の、成果物の受領拒否/報酬の減額/返品/買ったたき/指定した物品等の購入・利用の強制/業務外の金銭・労務の提供の強要/不当な給付内容の変更・やり直しは禁じられています。

いかがでしたでしょうか。上記以外にも、求人募集に際して情報の確表示やハラスメント行為への対策、育児介護等と業務の両立に対する配慮といった就業環境の整備が求められるようになりました。フリーランスへの業務委託が多い事業者の方は特に、この新法に基づいた対応が急務となります。

また、受注するフリーランス側も口頭による安易な契約を避けるなどの対策が必要です。発注事業者側に違反と思われる行為があった場合は行政機関や「フリーランス・トラブル110番」への申出・相談もご検討ください。

新法の内容や対応で困った場合は、ウィズにお気軽にご相談ください。

来月の税務カレンダー【1月】

本年最初の給与支払日の前日

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

1月10日

- ★前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は、前年7月から12月分までの徴収分を1月20日までに納付）

1月31日

- ★支払調書の提出
- ★給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出
- ★源泉徴収票の交付
- ★固定資産税の償却資産に関する申告
- ★11月決算法人の確定申告（法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税）
- ★2, 5, 8, 11月決算法人及び個人事業者の3月毎の期間短縮に係る消費税確定申告
- ★5月決算法人の中間申告（半期分）
- ★消費税年税額が400万円超の2, 5, 8月決算法人及び個人事業者の3月毎の消費税中間申告
- ★消費税年税額が4, 800万円超の10, 11月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月毎の消費税中間申告
- ★給与支払報告書の提出
提出義務者…
1月1日現在において給与の支払いをしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
提出先…
給与の支払いを受けている者の住所地の各市町村長

1月中において市町村の条例で定める日

- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

※今月の「ウィズの本棚」はお休みです。

源泉所得税の納付や法定調書合計表など、1月は様々な業務の期限が数多く重複しております。期限内に全て完了できるよう、計画的に取り組んでいきましょう。

先人の言葉

自分で自分をほめたい

日本の女子マラソン選手である有森裕子の言葉。誰かと比較する生き方ではなく、自分自身が納得できる人生を歩もう。自分の最大の理解者は自分自身なのだから。

【ご注意ください】 税務関連の詐欺、フィッシングメールが急増しています

PICK UP!

国税庁をかたるショートメッセージ・メールから「延滞金がある」「財産を差し押さえる」という内容で国税庁のサイトになりすました偽サイトへ誘導する事例が多発しています。国税庁をかたるショートメッセージ・メールを受信した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

トレンドを斬る！

今月のピック：【24スイーツショップ】

「24スイーツショップ」は全国に120店以上展開する冷凍スイーツの無人販売所です。ショートケーキ缶やみたらし団子瓶など、日本各地の人気のスイーツを送料なしで1個から購入できるのが魅力です。豊富な品ぞろえと頻繁に登場する目を引く新商品がうけてファンが急増しています。根強いリピーターを獲得する戦略が勝因でしょう。



商売のヒント

今月の商売のヒント：【差を生む差】

2024年も残りわずかとなりました。今年も色々ありましたが、同じ状況でも人によって結果が異なるのは不思議なものに感じます。おそらくそこには目に見えない何らかの「差」があるのでしょう。例えば「自信」の差はどこから来るのかといえば「準備」の差ではないかと思います。よく「段取り八分」などといいますが、自分で納得できるまでとことん準備を重ねておくと、どんな場面に遭遇しても堂々としていられそうです。スポーツ選手から学んだのは「技術」の差は「練習」の差だということです。毎日1分の練習でも1年後には365分。なんと6時間も練習したことになります。これが10分なら60時間。1時間なら365時間で15日分に相当します。まさに「コツコツは力なり」ですね。



商売で何より大事な「信用」に差がつくとしたら、ひとつは「誠実」の差でしょうか。約束は必ず守る。相手の話はしっかり聞く。言動一致の誠実さは間違いなく信用のもとです。そして「成果」も商売には欠かせません。「成果」に差をもたらす最大の要因としてあげたいのは「習慣」の差。能力、知識、スキル、環境、運など成果に影響する要素は

いくつもありますが、残念ながらこれらは人によって違います。しかし「習慣」は誰もが実行可能です。つまり「習慣」は誰でも成果を出せる唯一の方法であり、小さな習慣がやがて大きな成果をもたらすのだと思います。

最後は「幸福」の差です。皆さんも今一度、考えてみてください。私の答えは「感謝」の差。何事に対しても感謝の気持ちがあればこそ、どんな状況でも人生を豊かにしてくれるものだと思っています。



メンバー後記

12月となり、税制改正大綱の公表と閣議決定が注目されています。今年は「年収103万円の壁」の引き上げ幅や「特定扶養控除」の取り扱いが議論され、ガソリン減税に関する内容も盛り込まれています。税制は毎年見直されますが、小手先感が否めないのは私だけでしょうか。税法が複雑化しすぎていますよね。万人が納得できるものはありませんが、税の3原則「公平・中立・簡素」を目指してもらいたいものです。
(田島年男)



2024年も年の瀬ですが皆さま今年はどうな年だったでしょうか？物価高騰や人手不足、働き方改革など厳しい外部環境への対応に苦慮した方も多かったことと思います。一方で人手不足を逆手に取り採用に経営資源を集中させる会社もあります。「打つ手は無限」(滝口長太郎氏)という言葉もあるように視点を変えてみたり、他者の知恵を拝借して、皆さまとともに来年は未来を拓く一年にしたいと思います。(橋本秀明)



2024年も一月を切りましたね。早いですね。今年は皆様にとってどのような年でしたか？私は至って平凡な一年でしたが、この一年の振り返りを行い、やり残した事はないか？これからでも出来る事・やるべき事はないのかをゆっくりと考え実行したいと思います。朝晩の寒暖差が激しい今日この頃ですが、体調には十分に気を付けて年末年始を迎えられるようお願いいたします。
(村場晋)



今年も様々なことがありました。オリンピックは勿論、衆院選挙で野党が躍進し、様々な提案が取り沙汰されています。103万円の壁や主婦年金廃止など改正に注目が集まっていますが、いずれにしても個人所得増の策を講じてもらいたいものです。寒くなったと思ったらポカポカ陽気になったり不安定な天気が続いておりますが、皆様お身体ご自愛ください。(鈴木正義)



今月は年末調整の業務を担当先全てのお客様と電話やメールで打合せさせて頂きますので忙しさもありますが、今年一年間の最終のご挨拶が出来て楽しい時でもあります。連絡を取ると風邪などで体調を崩されている方がおり、そういえば最近朝の電車で急病人による遅延が毎日のようにあります。皆さま体調管理に気をつけて良いお年をお迎えください。本年はありがとうございました。(森下久美)



12月は好きな月です。街も装飾やイルミネーションできらびやかに見えます。クリスマスソングは明るいものが多い一方で、悲しい歌詞の名曲も生まれています。景気が良いときは悲しい曲が売れて、景気が悪いときは明るい曲が売れると言われていたこともありました。2024年は明るい曲がたくさん売れた年でしたので、景気が悪かったと感じている証拠にもなりますね。来年はどんな曲が売れる年になるのでしょうか。(金田伸)



冷え性のため、毎年冬の時期はなかなか寝付くことができず朝起きるのがつらいです。対策として今年は吸湿発熱タイプの掛け布団を新調してみました。とてもあたたかく、長い間悩まされていた冷えが緩和されると喜んだのも束の間、かえってよく眠れ過ぎてしまい結局朝起きるのがつらくなってしまいました。布団の魔力と睡魔に打ち勝ちたいです。
(栗田奈美)



12月に入り、今年も残りわずかとなりました。今年は電子帳簿保存法による電子取引のデータ保存の義務化や定額減税など、新たに対応が必要なものが多くありました。令和7年度税制改正の内容も、今月中に発表される予定です。皆様へ影響がある改正を中心に、随時この通信でもご案内させていただきます。ご不明点等ございましたら、いつでもウイズまでご連絡ください！
(釘田拓郎)



12月2日より「マイナ保険証」の一本化がスタートしました。賛否両論あるようですが、税務面からするとマイナポータルで事前に手続き・連携をすることで、確定申告時に医療費控除を受けるために必要な年間に支払った医療費の金額を自動で集計・入力してくれます。これまで1年間の医療費の領収書に煩わされていた方はぜひ一度利用してみたいのではないでしょうか。最後に、少し早いですですが皆様よい年をお迎えください。
(村上倫太郎)



先日、大手企業がサイバー攻撃を受け個人情報流出したというニュースが報じられました。データの収集や解析が進む現代ではデータそのものが取引の対象となり、情報自体が大きな価値を持つ時代になっています。実際にブラックマーケットではデータが高額で取引されていることもあるそうです。そのためいつか自分もその被害者になるのではないかと不安を感じました。そこで、この年末年始の時間を活用しパスワードの見直しなどの情報対策を行いたいです。
(山尾和生)

